

小田原市農業委員会告示第13号

次の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和7年11月14日

小田原市農業委員会

会長 山室 由雄



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
桑原37番	田	644	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原41番	田	1143	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原52番1	田	1496	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原93番1	田	406	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原136番1	田	657	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原445番1	畑	608	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原497番	畑	95	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原499番	田	119	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原648番1	田	168	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原649番	畑	23	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原717番1	田	729	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝
桑原970番	田	128	所有権	第33条第1項	(亡)沖津 勝

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号及び第2号並びに第33条第1項に規定する農地について、同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第

2項において準用する場合を含む。)の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うもの(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第74条の2の規定により探索を行ったとみなされる場合を含む。)である。

3 1に掲げる農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地(農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。)について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。